

特定不妊治療費制度の治療ステージ

治療内容		採 卵 ま で			採 精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚 移 植						（胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲
		（自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）			（自然周期で行う場合もあり）	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			
								胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合もあり）	胚移植		
平均所要日数		14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施													助成対象
B	凍結胚移植を実施＊													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

* B:採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

相談のご案内

兵庫県専門相談 専門知識をもつ医師や助産師が相談に応じています。相談は無料、秘密は厳守されます。

	不妊・不育専門相談 （妊娠・不妊の悩み、習慣性流産、不育症、治療の相談など）				男性不妊専門相談 （男性不妊に関して不安なこと・気になることなど）
相談方法	電話相談 ※男性不妊相談含む	面接相談（完全予約制）			面接相談（完全予約制）
電話番号	078-360-1388	078-362-3250（予約専用番号） 平日9時～17時 ※相談日の5日前までに要予約			
会 場		兵庫県立男女共同参画センター		兵庫医科大学病院内	兵庫県民総合相談センター
日 時	5月・1月を除く 第1土曜日	第2土曜日 （7月から3月はWEB 面接選択可能）	5月・8月・10月・12月の 第3水曜日 （WEB面接選択可能）	5月・7月・10月・12月の 第2水曜日 第3水曜日（上記以外） （5月から3月はWEB面接選択可能）	第1水曜日 （5月から3月はWEB面接選択可能）
	10時～16時	14時～17時 （4月・7月・10月・1月） 15時～17時（上記以外）	14時～17時	14時～15時半	15時～17時
担 当	助産師・看護師	助産師・看護師・ 産婦人科医師	産婦人科医師	産婦人科医師	腎泌尿器科医師

姫路市 不妊・不育症等の相談

不妊症や不育症に関する相談に、助産師や保健師等が応じています。

【相談方法】 来所相談（電話にて要予約）・電話相談 【相談時間】 平日 9 時～19 時

▶ こどもの未来健康支援センター「みらいえ」

電話：（079）263－7863 住所：姫路市日出町三丁目 3 番地

令和
7 年度

姫路市



特定不妊治療等に係る
先進医療費助成事業

（審議中・審議予定の技術と併せて実施した特定不妊治療が対象）

のご案内

姫路市では、先進医療会議において審議中または審議予定

の医療技術と併せて実施した特定不妊治療等の治療費の

一部を助成します。



姫路市ホームページ



兵庫県の先進医療費に対する助成制度については、
兵庫県のホームページをご覧ください。（申請先は、
兵庫県になります）

兵庫県ホームページ



問い合わせ先

姫路市保健所 健康課

☎（079）289－1641

9時～17 時（土・日・祝日・年末年始除く）



審議中等の技術とは

国の先進医療会議において審議が行われている治療等で、まだ保険診療との併用が認められていません。
そのため、審議中等の技術を実施すると、一連の治療の中で保険が適用できる治療(体外受精や顕微授精含む)についても治療費が全額自己負担となりますので、主治医とよくご相談ください。

1. 助成対象となる治療と助成額（令和7年4月1日以降に終了した治療）

保険診療等	助成対象となる治療	治療1回あたりの助成額			
全額保険診療外	先進医療会議において 審議中または審議予定 の医療技術 と併せて実施した特定不妊 治療等	治療 ステージ	A・B・D・E	1回 30 万円まで	治療ステージは 最終ページ参照
			C・F	1回 10 万円まで	
			男性不妊治療 A・B・D・E・F	1回 30 万円まで	
		【男性不妊治療について】※妻が助成対象となる治療を実施し、助成を受けることが前提となります ・保険診療外の手術費用、凍結費用が対象 ・採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子を得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象（その場合も1回にカウント）			
		○不妊の原因を調べるための検査に係る費用、入院費や食事代、文書料は対象となりません。 ○卵胞が発育しない等により採卵前に治療を中止した場合は、対象となりません。			

2. 助成を受けることができる人

1	治療開始時に婚姻している夫婦であって、姫路市内に住所を有すること ・事実婚関係にある場合も対象となります。 (戸籍謄本や住民票により重婚でないこと、同一世帯であることの確認が必要) ・単身赴任等により、夫婦のいずれか一方のみが姫路市内に住所を有する場合は、申請者が市内に居住の場合は申請が可能です。
2	治療を行った期間の初日における妻の年齢が 43歳未満 であること
3	特定不妊治療等 ※以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること ※特定不妊治療等とは、体外受精及び顕微授精並びに特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)をいいます。
4	令和7年4月1日以降 に終了した治療であること

3. 助成回数

初回助成(令和5年度以降)を受けた際の治療開始時の妻の年齢	助成上限回数
40 歳未満	43歳になるまでに開始した治療について 通算 6 回まで
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに開始した治療について 通算 3 回まで
43歳以上	なし
○令和5年度(本事業開始)の以降の助成回数を含みます。 ○これまでに助成を受けた回数が下記の助成上限回数に達している場合は対象外となります。 ○助成を受けた回数が通算助成上限回数に満たない場合であっても、43歳以上で開始した治療(1回の治療ごとの治療開始時の妻の年齢)については、助成の対象となりません。	
助成回数のリセットについて	
本事業による助成を受けた後に出産した場合(妊娠12週以降に死産に至った場合を含む)は、出産前に受けた助成回数をリセットすることができます。ただし、出生を確認できる書類(戸籍謄本、死産を証明するもの)が必要です。 【注意事項】助成回数は、リセット後に初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢で再決定します。	

4. 提出書類 ※消せないボールペンで記入してください

		必要書類	必要条件・確認内容	必要書類を省略できる条件
①	全員	姫路市特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業申請書	☐ 申請書は、申請する治療ごとに必要です。 ☐ 裏面の内容も確認・同意いただいた上でご記入ください	
②		姫路市特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業受診等証明書(審議中等の治療用)	☐ 治療を実施した医療機関の主治医が記入します	
③		医療機関が発行した治療を実施したことを証明する書類 ①領収書(原本) ②診療(請求)明細書(原本)	☐ 受診等証明書に記載された治療期間内のもので、領収金額と合致するもの ☐ 医療費控除などで原本が必要な場合は窓口でコピーをとります	
④		住民票の写し(原本)	☐ 世帯全員のもの ☐ 続柄の記載のあるもの ☐ 戸籍の筆頭者の記載があるもの ※外国籍の場合は記載されないため、⑧の書類が必要です ☐ 個人番号(マイナンバー)の記載の無いもの ☐ 発行から3か月以内のもの	☐ 同じ年度内(4月1日～翌年3月末)の2回目以降の申請で記載内容に変更がない場合
⑤		相手方登録申出書	☐ 過去に口座の登録をしたことがない方 ☐ 前回申請時から住所や振込口座などに変更がある場合	☐ 前回申請時と変更がない場合
⑥		振込先口座の通帳	☐ 申請者名義の助成金振込口座(銀行名、支店名、口座番号)が分かるもの	
⑦		印鑑	☐ 印鑑は認印で可、スタンプ印は不可	
⑧	該当者	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)(原本)または 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)(原本)	次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、提出が必要 (1)住民票では夫婦の婚姻関係が確認できない場合 (2)事実婚関係にある場合(兩人分それぞれ必要) (3)出産により助成回数をリセットする場合(戸籍謄本に限る) ☐ 発行から3か月以内のもの ☐ 本籍地の市町村で発行されます	☐ 住民票で続柄及び戸籍の筆頭者の記載により夫婦関係が確認できる場合
⑨	該当者	事実婚関係に関する申立書	☐ 事実婚関係の方	
⑩		死産を証明するもの	☐ 助成回数のリセットに該当する方	

5. 申請受付場所

姫路市保健所(姫路市坂田町3番地)

1階 申請受付窓口 9時～17 時(土・日・祝日・年末年始除く)

6. 申請期限

1回の治療が終了した日の同一年度内(令和8年3月31日まで)

※期日を過ぎると受付できません。期日までに書類が揃わない場合は、必ず期日までにご相談ください。

